

児童館整備基本計画(案)

平成 25 年 12 月
富山県滑川市

第1章 基本計画の策定にあたって

1 基本的な考え方

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加、地域の相互扶助機能の弱体化などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会変化は、子ども同士の交流機会の減少をもたらし、保護者の子育てに対する不安や悩み、孤立感による育児ストレスなどを招いています。

次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに、たくましく成長していくことは誰もが願っているところですが、そのためには、他人を思いやる心や感動する心、ふるさとの自然や生命を愛する心を育み、豊かな人間性や社会性を養うために、多様な交流や経験機会を提供する場の整備が欠かせません。そして、子どもと保護者が安心して気軽に仲間と交流し、安らぐことのできる場や仕組みづくりも急務となっています。

こうした中で、異年齢の子どもたちが集う児童館は、子どもたちの育ちに必要な「遊び」と「学び」を提供する最適な場となっています。

また、児童館はさまざまな保護者同士が安心して気軽に交流できる場であるとともに、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場など、子育て支援の拠点、地域交流の拠点としての役割を持つことも期待されています。

昭和41年に建設された現在の児童館は、老朽化が著しく耐震化もされていないことから、子どもたちの安全・安心が確保できない状況にあり、多様化するニーズに応えるには施設が狭隘であることから、早急な整備が望まれてきました。そうした中、『元気な滑川』をキーワードとして策定された「滑川市第4次総合計画」の主要事業の一つとして、児童館の整備事業が計画されています。

本基本計画は、滑川市の子どもたちの育ちを支援する拠点施設として、子どもの居場所づくりや健全育成の推進、子育て家庭等の相談、地域交流の場づくりを行うことを目的とする児童館建設に向けて、基本コンセプトや導入機能など、施設の基本的な枠組みを明らかにするために策定するものです。

2 基本的事項

(1) 児童館の位置づけ

滑川市児童館は、「滑川市第4次総合計画」に基づく、子どもの遊び場の充実のための施設です。

滑川市の子どもを多面的に支援する拠点として整備します。

(2) 児童館建設概要

① 建設予定地

都市公園の自然環境を活かした現在の児童館周辺

(※但し、詳細な場所については検討中)

② 建設予定構造

木造平屋建 (市有林を使用)

延床面積 約 950 m²程度

③ 計画事業費

2億5千万円

④ 建設予定年度

平成 27 年度

3 現状と課題

(1) 滑川市における児童館の状況

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする」施設です。本市には1箇所あります。

昭和41年に建設された児童館は、47年が経過し老朽化が著しく、耐震化もされていないことから、子どもたちの安全・安心が確保できない状況にあります。

また、現在の建築面積は241.93 m²で狭隘なことから、多様化するニーズに応えることが困難になっています。

(2) 児童館での主な活動

① 季節に応じた行事（月1～2回）

児童館まつりや写生大会、工作、流しそうめん、ドッジボール大会など

② 趣味の教室（土曜・日曜）

専門の先生の指導による、小学生を対象とした楽しい創作や運動など

③ 子育てサークル（月2回）

1、2歳児とその保護者を対象とした、遊びを通じた楽しい運動や工作、食育など

(3) 児童館の活動・利用状況（平成24年度）

	実施回数	利用者					合計
		小学生	中学生	高校生	幼児	大人	
①季節の行事	29	1,177	11	0	328	1,011	2,527
②趣味の教室	71	978	1	10	170	385	1,544
③子育てサークル	22	0	0	0	167	167	334
通常利用	—	3,874	429	229	2,277	3,420	10,229
合計	122	6,029	441	239	2,942	4,983	14,634

第2章 施設の目指す姿

1 基本コンセプト

児童館は、第4次滑川市総合計画における「人が元気」を子どもの育ちを支援する点から実現するものとして、基本コンセプトを次のとおり定めます。

- ・子どもたちが集い、遊び、学び、元気になれる場
- ・保護者が仲間とふれあい、交流し、元気になれる場
- ・地域住民が、子どもたちと関わり、元気になれる場

滑川市児童館は、未来を担う子どもたちが、本市の豊かな自然を活かしながら、多くの人々との交流や様々な創作活動・体験活動を通して、子どもたちが本来もっている「自ら生きる力」を伸ばし、他者との違いを理解し「共に生きる力」を育むことができる機会と場を提供する場とします。

また、保護者同士がふれあうことのできる場とするとともに、地域住民が参加・参画して子どもの育ちを応援することができる拠点施設を目指します。

2 基本的な考え方

基本コンセプトを実現するために、次の4つの考え方を重視して、地域住民にサービスを提供します。

(1) 子どもたちが自由に遊び、学ぶことができる場

子どもたちが自由に伸び伸びと遊ぶことができる環境を整え、子どもたち自身の創意工夫による遊び、自然を生かした学びが展開できるようにします。

(2) 子ども同士、保護者同士の交流の場

子どもたちが、世代を超えた仲間と遊ぶことができる場として、また保護者が、子育てに関する相談や情報交換ができるような場としての環境を整え、新しい仲間ができる交流の場を提供します。

(3) 子育て支援の場

子育て情報を提供し、関係機関と連携しながら、子育てに関する相談や援助ができる場を提供します。

(4) 子どもたちの活動を支援する地域住民の拠点としての場

ボランティアをはじめ、多くの地域住民が気軽に立ち寄れる環境を整え、地域住民が子どもたちと積極的に関わり、応援できる場を提供します。

3 基本方針

(1) 運営の基本方針

- ① 地域住民と行政の協働による事業運営を目指します
 - ・ 地域に親しまれる魅力ある施設とするために、住民が事業やプログラムに参画する事業運営を目指します。
 - ・ 社会貢献に関心のある地域の高齢者などが、子どもの育ちを応援する活動をとおして生きがいややりがいを感じられる場の提供を目指します。
- ② 子育て支援センターや民間団体と連携した運営を目指します
 - 子育てや児童育成の専門機関や民間団体などと連携することにより、専門性の高い事業やプログラムの実施を目指します。
- ③ 地域ぐるみの子育てを支援します
 - 地域で子育て支援活動を行う団体への支援を行うとともに、地域と連携した事業の実施を目指します。
- ④ まちなかの豊かな自然を有効活用し、身近な自然体験の場を提供していくことで、環境について興味を持ち、学べる場となるよう目指します。

(2) 施設設備の基本方針

- ① 子どもが「元気になれる場」として、天候に関係なく安全で安心して遊ぶことができる場を提供します。屋外活動にも配慮した施設を目指します。
- ② 異年齢の子どもたちのすべてが安全で安心して過ごすことができるよう、空間（部屋）づくりに配慮します。
- ③ 施設を有効に活用し、地域ぐるみで子どもたちと関わるなど、様々なプログラムに対応できるよう、多様な利用ニーズに対応した空間づくりを行い、地域住民の「元気になれる場」を目指します。

- ④ 来館するすべての人の元気を応援し、元気の輪を広げることができるようバリアフリー、ユニバーサルデザイン等に配慮します。
- ⑤ 児童館で過ごすすべての人が、木の香りに安らぎ、木材の優しさやぬくもりを感じて「元気になれる場」となるよう、ふんだんに木を使用し、ぬくもりのある癒される空間を目指します。また、できるだけ滑川市の豊かな資源を活用します。
- ⑥ 子どもが自然や環境について学ぶことができるよう、自然や環境について配慮した施設や設備の整備を行います。

4 各ゾーンの構成と機能

施設整備の基本方針に基づき、事業的ゾーン、共有ゾーン、管理ゾーン、屋外ゾーンの4つで構成します。

なお、ゾーンについては、各室に求める機能をもとに区分したものであり、最適な施設配置や規模については、今後も検討していくこととします。

(1) 各ゾーンの区分

① 事業的ゾーン

ジュニアルーム、キッズルーム、図書・パソコンルーム、多目的室(和室)、体育館、クッキングスペース、ワークルーム

② 共有ゾーン

玄関ホール・ロビー、廊下、トイレ、倉庫等

③ 管理ゾーン

事務室、給湯室

④ 屋外ゾーン

子ども広場、駐輪場、駐車場

(2) 各ゾーンの機能

① 事業的ゾーン

室	室の整備方針・用途
ジュニアルーム	<ul style="list-style-type: none">・いろいろな遊びや活動が可能な空間となるよう天井を高くする。・中の様子が随時確認できる扉にする。・走り回ったり自由に遊べるスペース

室	室の整備方針・用途
キッズルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・「はいはいコーナー」や思いきり体を動かして遊べる「アクティブコーナー」、ごっこ遊びが広がるスペースの設置 ・床はクッション性のあるものを使用 ・安全な大型遊具等の設置 ・授乳やおむつ替えのスペース等の設置
図書・パソコンルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・図書スペース（赤ちゃん絵本や児童図書のコーナー）とパソコンスペースを設置 ・児童が読書や課題に取り組める場 ・読み聞かせを行う場としても使用が可能
多目的室（和室）	<ul style="list-style-type: none"> ・茶道教室等での利便性を考えた設計（給湯室と隣接） ・保護者、ボランティア等の日常的な交流の場として、多目的な利用が可能 ・机や座布団、体調を崩した児童等が静養するための布団等を収納する押入れを設置 ・相談室としても利用
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・バスケット等のボール遊びが可能な広さと高さ ・一輪車の使用が可能な仕様 ・集会や発表会、親学び講演等ができるようステージ（収納可能）を設置
クッキングルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房など必要な設備、収納スペースの設置 ・子どもの利用に配慮した設備 ・食育指導等に使用
ワークルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・創作活動等に必要な設備、収納スペースの設置 ・必要時には作品展示が可能となる仕様

② 共有ゾーン

室	室の整備方針・用途
玄関ホール、ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室から様子が確認できる等の安全面の配慮 ・足洗い場の設置（玄関外） ・作品展示やイベント告知、行政情報の掲示 ・一般的に開放されたスペース、来館者が休息できるエリア（遮音性に配慮）
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・必要時には作品展示等が可能
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児用トイレ、障害者用トイレの設置
倉庫等	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具などを収納するスペース ・他に道具が山積みされることのないよう大容量なもの（一輪車の専用収納棚等設置）

③ 管理ゾーン

室	室の整備方針・用途
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員が受付、総合的な事務処理を行う場 ・玄関横に設置する
給湯室	

④ 屋外ゾーン

<p>子ども広場、駐輪場、駐車場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全が十分に確保されるよう配置 ・雨天にも対応できるよう屋根付き駐輪場（ベビーカーも可能）

第3章 児童館の管理運営

1 基本方針

児童館が、次代を担う子どもたちが夢と希望をもち、「元気になれる」居場所、児童健全育成の場、子育て保護者の交流の場として、子どもの育ちを支援する拠点となるためには、児童健全育成活動団体や市民と協働して運営を行うことが必要です。今後、児童館の運営方法について、更に検討していきます。

2 運営協議会の設置

児童館の適正な運営を図るため、行政機関、児童委員、児童の育成を図る地域活動等の関係者、学識経験者などを委員とする運営協議会を設置し、児童館が、滑川市の次代を担う子どもの健康増進、情操をゆたかにする場、子育て保護者の交流・支援の場となるよう、運営を行います。

また、利用する子どもたちや保護者の意見が反映されるようニーズ把握に努め、運営に活かしていきます。

3 運営方法

児童館の運営にあたっては、効率的・効果的な運営を目指した運営方法について検討します。

また、児童館が安心・安全に、そして子どもの育ちを支援する拠点としての機能を十分に果たすため、次のことに十分配慮することとします。

(1) 利用児童の把握

利用する児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握しておきます。

(2) 指導の内容

- ・児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮します。
- ・児童の体力、活動力を高めるための運動遊びや情操を培うための遊び等を行います。
- ・遊びを通して、集団生活における安全に関する注意力や協調性などを

養います。

・指導するにあたり、ボランティア等の積極的な協力を得て行うものとします。

(3) 児童厚生員の配置

児童館には、遊びの中から子どもの成長を支援するため、そして地域社会における健全育成活動の中心となるべき「児童厚生員」を配置します。

(4) 開館時間・休館日

開館時間、休館日等は利用者のニーズに対応できるよう、今後検討していきます。

第4章 基本計画の推進にあたって

1 基本計画推進の基本方針

児童館の基本計画の推進にあたっては、市民との情報共有や参画、協働を図り、庁内関係部署等と連携しながら、適正なスケジュール管理を行います。

2 計画スケジュール

平成 25 年度	基本計画策定
平成 26 年度	実施設計 用地選定・購入等 現況測量
平成 27 年度	造成工事 建設工事 備品購入